

## 多賀城市監査委員告示第20号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市教育委員会教育長から同条第12項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年11月1日

多賀城市監査委員 佐伯 光時  
多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

- 1 監査対象部署  
教育委員会事務局
- 2 監査結果の報告日  
平成30年7月26日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日  
平成30年8月8日
- 4 措置状況報告の内容  
別紙のとおり

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成30年5月28日
- 3 監査対象部署 生涯学習課
- 4 措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘	教育財産の目的外使用許可に係る使用料について、固定資産税評価額を用いて算出していた。公有財産目的外使用許可等の事務処理の手引きによると、相続税路線価を用いて算出することになっている。手引きに基づき相続税路線価を用いて使用料を算出されたい。	教育財産の目的外使用許可に係る土地の使用料算定基礎について、相続税路線価ではなく、固定資産税評価額を適用していた。 使用料を徴収している総合体育館第二駐車場及び市民テニスコート給水管埋設に係る土地の使用に関して、正規の算定基礎に基づき計算し直し、差額分について8月6日付けで請求しました。 なお、30年度については、相続税路線価を用いて算定し、請求しています。
2	指導	多賀城市文化センター受電用高圧ケーブル等更新工事契約について、支出負担行為決議が行われていない。多賀城市会計規則第42条に基づくと、工事請負費の支出負担行為を整理する時期は、契約締結するときとされている。同規定により適切な時期に支出負担行為決議を行われたい。	支出負担行為決議済み

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成30年6月5日
- 3 監査対象部署 教育総務課
- 4 措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘	非常勤職員の週休日の時間外勤務で、一か月の時間外勤務の累計時間が60時間を超えた後のものについて、100分の135の支給割合としているものが見られた。勤務条件提示書では、一か月の時間外勤務の累計時間が60時間を超えた後の時間外勤務手当の支給割合は100分の150となっている。勤務条件提示書に基づき、適切な支給割合で支給されたい。	支給割合の誤りについて、平成30年6月6日付で総務部長あて勤務実績報告書の訂正を行い、正当額との差額の支給を依頼した(8/21支給予定)。 今後、非常勤職員を任用する際には、勤務条件提示書を十分確認し、1週間または1月の時間外勤務が一定時間を超える場合には、その支給割合に特に注意を払うとともに、複数で確認を行うことにより誤りを防止する。

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1 監査の種類 定期監査

2 監査実施日 平成30年6月20日

3 監査対象部署 埋蔵文化財調査センター

4 措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘	一週間の正規の勤務時間が38時間45分を超える振替命令について、100分の25の時間外勤務手当が支給されていないものが見られた。	未支給分の時間外勤務手当について平成30年6月21日付で勤務状況報告書の訂正を行い、平成30年7月分の給料支給の際に支給する手続きを完了した。 時間外勤務命令簿、庶務管理システムへの入力状況及び勤務状況報告書の突合について、今後は複数の職員で行うとともに、時間外勤務手当のチェックシートを作成して、誤りを防止する。